

平成30年1月吉日

会員各位

一般社団法人 神戸貿易協会

貿易関係証明申請者登録申請書類等の改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

(一社)神戸貿易協会では、貿易関係業者の皆様の貿易取引の便益に供するため、原産地証明書をはじめとする貿易関係の証明を長年にわたって発給しております。

特に原産地証明書につきましては、わが国では商工会議所のほか当会が発給機関として位置づけられ、経済産業省の指導の下、厳格な発給規則に基づいて公正かつ厳正な発給を行ってまいりました。

このたび、当会への貿易関係証明の申請者登録申請書類等につきまして、監督官署の指導の下に申請者の一層の信頼性確保の為、申請書類様式等の改正を実施する運びとなりました。

つきましては、下記の通り実施致しますので、ぜひともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 改正時期：平成30年4月1日より

2. 貿易関係証明登録手数料の徴収

① 本会会員：無料

② 一 般：1,080円(消費税込)

※有効期間は、①②ともに登録日より2カ年。

3. 申請書類の改正

① 貿易関係証明書に関する誓約書

② 貿易関係証明申請者登録証

4. 今後の手続き

① 現在の登録申請書類は破棄しますので、発給の際に新たに申請して頂くこととなります。

② 現在登録申請されておられる会員企業様には、別途改正申請書類等をお渡し致します。

③ 新規に登録申請を希望される場合は、当協会 (TEL 078-251-3341) までご連絡ください。

以 上